

○ 旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第七百六十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（運送引受書の記載事項）</p> <p>第二条 旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 法第九条の二第一項の規定により届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限度額及び下限度額</p> <p>十一〇十六（略）</p>	<p>（運送引受書の記載事項）</p> <p>第二条 旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一〇十五（略）</p>